

一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟
定 款

平成25年8月20日 設立登記
平成27年11月4日 一部改正
平成29年7月1日 一部改正

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟（以下「当連盟」という。）と称し、英文では **Japan Wheelchair Basketball Federation**（略称 **J W B F**）と表示する。

(事務所)

第2条 当連盟は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 当連盟は、日本の車いすバスケットボール競技を統轄し代表する団体として車いすバスケットボール競技の普及及び振興を図り、もって身体障がい者の健全な心身の養成と社会参加及び障害に対する社会の理解を促進しバリアフリー社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本車いすバスケットボール選手権大会の開催及びその他の車いすバスケットボール大会の開催及び開催の奨励
- (2) 車いすバスケットボールに関する国際大会の開催及び開催の奨励、並びに日本を代表するチームの役員及び選手の選定、その派遣及び参加の奨励
- (3) 車いすバスケットボール競技に関する諸規則の制定・改廃
- (4) 審判員及びクラシファイヤーの養成及び認定
- (5) 車いすバスケットボールに関する講習会の開催・指導者の育成等
- (6) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、日本パラリンピック委員会

- に加盟し、その目的に即した事業の実施
- (7) 国際車いすバスケットボール連盟 (IWBF) に日本の車いすバスケットボール界を代表して加盟し、その目的に即した事業の実施
 - (8) 車いすバスケットボールに関する機関誌及びその他の出版物の発行
 - (9) その他、当連盟の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び社員

(会員の種類及び社員)

第5条 当連盟は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 当連盟の目的に賛同する者で、かつ、別表に定める10のブロックにおいて、車いすバスケットボール競技を統括し、その普及振興を行う団体に所属する者の中から、各ブロックにおいて選出された者
なお、各ブロックにおいて選出する者の数の上限は別表に定めるとおりとする。
 - (2) 登録選手 車いすバスケットボールを愛好する者で、前号に定める団体に所属し、かつ、当連盟にチーム登録届を提出しているチーム（以下「登録チーム」という。）に加入し、当連盟に選手登録をした者
 - (3) 登録スタッフ 登録チームのチーム登録届に記載された者で、登録選手以外の者
 - (4) 賛助会員 当連盟の目的に賛同し、支援する個人及び団体で、理事会において別に定める賛助会員規定により入会申込をした者
- ② 前項各号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- ③ 第1項第1号に定める各ブロックにおいて選出する正会員の上限については、必要に応じて、理事会において見直すものとする。なお、これを変更する場合には、定款の一部変更として、社員総会の決議により変更する。

(会員の資格の取得)

第6条 当連盟の会員になろうとする者は、理事会において別に定める登録規定

(以下「登録規定」という。)に従い、入会手続を取るものとする。

(経費又は会費の負担)

第7条 当連盟の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、社員総会において別に定める額を、毎年支払う義務を負う。

② 正会員以外の会員は、社員総会において別に定める会費を、毎年支払う義務を負う。

③ 当連盟は、会員がその資格を喪失しても、既に納入された会費その他の拋出金品は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、登録規定に従い、当連盟に対し退会届を提出することにより、任意にいつでも当連盟を退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議を経た後、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当連盟の名誉を著しく傷つけ、又は当連盟の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

② 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該理事会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該理事会及び当該社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

③ 第1項の規定による理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その3分の2以上をもって行う。

④ 第1項の規定による社員総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

⑤ 除名は、除名した会員にその旨を文書により通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の経費又は会費等の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第3章 組 織

(組 織)

第11条 当連盟の組織（社員総会、理事会及び業務執行を担当する役員を除く。）は次のとおりとする。

- (1) ブロック
 - (2) 専門部
 - (3) 委員会
 - (4) 事務局
- ② 各ブロックは、別表に定める10のブロックにおける登録チームをもって組織する。
- ③ 当連盟に、同条第1項第2号に掲げる専門部の規定は、理事会において定める。
- ④ 委員会は、当連盟の業務遂行上必要あるときに、社員総会の議決を経て置くことができる。委員会の組織及び運営に関する規定は、理事会において別に定める。
- ⑤ 事務局は、当連盟に関する事務を処理する。事務局の規定は別に定める。

第4章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに経費・会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の事業報告及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の承認
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金の承認
- (9) 基本財産の処分の承認
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) 理事会において社員総会に付議した事項
- (12) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度終了後から3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- ② 社員総会を招集するには、当該社員総会に関し、日時、場所及び付議する事項その他の法人法第38条第1項各号に掲げる事項を、社員総会の日の前1週間前までに正会員に対して通知をしなければならない。
- ③ 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招

集を請求することができる。

(社員以外の者の総会での意見の陳述)

第16条 当連盟の役員及び各専門部の部長並びに各委員会の代表者（ただし当該委員会が置かれているときに限る。）は、社員総会に出席して、意見を述べることができる。

② 会長は、社員総会に付議する事項に精通した者を社員総会に招聘し、意見を述べさせることができる。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、会長又は会長が任命した者がこれにあたる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合、当該正会員又は代理人は、当連盟に対し、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての正会員が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。前2条の規定に基づいて、社員総会の決議の省略又は社員総会への報告の省略が行われた場合も同様とする。

- ② 議長及び当該総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。ただし、前項後段の場合においては、当該議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

- ② 理事のうちから、代表理事を1名定め、代表理事をもって会長とする。

- ③ 理事のうちから、副会長及び専務理事等を若干名定めることができ

る。

(役員を選任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 会長及び副会長専務理事等は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 会長は当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 副会長は会長を補佐し、業務を掌理する。
- ③ 専務理事は、会長、副会長を補佐して、業務を統括する。
- ④ 会長、副会長、専務理事等以外の理事は業務分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお従前のおりの役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

② 前項の規定により役員を除名する場合は、当該役員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

④ 第1項の規定による社員総会の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、報酬を支給することができる。

②理事及び幹事にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。

③理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、理事会の承認を受けて、会長が別に定める。

(責任の一部免除等)

第31条 当連盟は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

②当連盟は、非業務執行理事等との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で、当法人

があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第32条 当連盟に、名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。

- ② 名誉会長は、社員総会の推薦により会長が委嘱する。
- ③ 名誉会長は、社員総会に出席して意見を述べることができる。
- ④ 顧問は、当連盟に功労のあった者のうちから、社員総会の推薦により会長が委嘱する。
- ⑤ 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
- ⑥ 名誉会長及び顧問の任期は、設けない。

第7章 理事会

(構成)

第33条 当連盟に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当連盟の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- ② 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 前各号に掲げた事項以外の法人法に定める事項

(招 集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- ② 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、前条第2項の場合には、代表理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(財産の種別)

第38条 当連盟の財産は、次の2種とする。

- (1) 基本財産 財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産で構成する。
- (2) 運用財産 基本財産以外の財産とする。ただし、寄付金であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(財産の管理)

第39条 当連盟の財産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、定期預金とするなど確実な方法により管理する。

(基本財産の処分の制限)

第40条 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(経費)

第41条 当連盟の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

② 当連盟の経理規程は別に定める。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当連盟の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

② 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

② 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 当連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

② 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第46条 当連盟が借入れをしようとするときには、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経た後に、社員総会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第47条 第44条及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、当連盟が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の決議を経た後に、社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第48条 当連盟は、剰余金の分配をすることはできない。剰余金があるときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第50条 当連盟は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当連盟が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 当連盟の公告は、官報に掲載してする。

第11章 附 則

(設立時の社員)

第53条 当連盟の設立時社員は、次のとおりである。

設立時社員

小林順一 福永幸男 河石 功 洞田 博 奥原明男 木村 学
常見 浩 遠藤嘉英 松田智也 渡邊祐一

(設立時の役員)

第54条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事

野口美一 玉川敏彦 前川信親 北島郷美

設立時監事

明比 勅

(最初の事業年度)

第55条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第56条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

別表 ブロック (第5条、第11条関係)

ブロック名	地域	正会員として選出する者の数の上限
北海道ブロック	北海道	1名
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	2名
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県	4名
東京都ブロック	東京都	2名
甲信越ブロック	山梨県、新潟県、長野県	1名
東海北陸ブロック	静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県	3名
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	2名
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、	1名

	山口県	
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	1名
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	3名